

⑧ 一般社団法人 日本全身美容協会

1. 主な取組

- ・店舗での指導、勉強会の開催
- ・法令の注意点に関するガイドブックの作成とその周知（特定商取引法のみ）
- ・講習会の実施（法令遵守や衛生基準に関するセミナー）
- ・個人経営店の広告のチェック
- ・消費者相談窓口の設置

2. 店舗での指導、勉強会の開催

希望する加盟事業者には、店舗ごとに3時間程度の勉強会を行う他、オーナー、店長、従業員に対して個別で指導員を派遣している。その際には、ガイドブックやマニュアル、契約の解説書等を使用している。また、できる限りオーナー、店長、従業員と対象を分け、それぞれに対して指導や説明をしている。従業員にまで指導を行うことで店舗全体の意識を高めることを目指している。

個人経営の加盟事業者に対しては、広告内容について協会がチェックする体制をとっている。大手チェーン展開事業者と違い個人経営店では法令遵守に割ける人員に限りがあるため、協会が手助けをしている側面がある。



（講習会の風景）

3. 取組の効果等

協会が企画する募集式の講習会等では参加できる人数に限りがある。そこで店舗での勉強会や従業員に対しての直接的な指導を実施する事で、店舗全体に法令遵守の意識が広がることを目指している。

また個人経営店の広告のチェックを実施する事で、協会内の加盟事業者の規模によって取組に差が出ないように気をつけている。

（団体の概要）

全身美容（エステティック）の正しい普及とサロンの長期安定経営を目差し、エステティック業の社会的地位を確立するために設立。

H25年11月現在、121事業者（正会員）が所属。

〈主な事業内容〉

- (1)各種情報提供
- (2)各種相談
- (3)消費者とのトラブルの仲介
- (4)各種教育（経営者・エステティシャン）等

→ 詳しくはホームページをご覧ください。 <http://jtba.gr.jp/>